

51. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成27年～令和6年）

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
施設数（庁）	48	47	46	45	43	42	41	40	38	37	
定員（人）	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921	4,862	
入院者数（人）	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632	1,828	
教官数（人）	2,344	2,347	2,347	2,344	2,319	2,301	2,280	2,265	2,207	2,199	
平均 日 入 院 期 間	長期処遇／SE、SA 対象者以外	398	388	388	386	381	383	379	383	389	—
	一般短期処遇／ SE、SA対象者	151	148	147	148	148	146	147	145	144	—
	特修短期処遇	84	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 平均入院期間以外は各年末の総数である。
 2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
 3 入院者数は、当該年の新収容者数を計上している。
 4 令和6年の入院者数は、速報値である。
 5 平均入院期間は、仮退院者の平均在院期間を計上している。単位は、日である。
 6 平均入院期間の区分については、原則として、「長期処遇／SE、SA対象者以外」は2年以内、「一般短期処遇／SE、SA対象者」は6か月以内、「特修短期処遇」は4か月以内の期間を目安に処遇している。SEは短期義務教育課程、SAは短期社会適応課程を示す。「／」の左側は、新少年院法（平成27年6月1日施行）施行前の区分、右側は施行後の区分である。特修短期処遇については、新少年院法施行前の区分であり、計上している数値は同法施行前のものである。
 7 令和6年の平均入院期間は、集計結果がまだ判明していないため、計上していない。